

令和5年10月  
から始まる

# インボイス制度に伴うお願い

## インボイス（適格請求書）制度とは

➡ 令和5年10月1日から始まるインボイス制度のもとでは、お金を支払った原則課税事業者が消費税の仕入税額控除を行うためには、原則として相手が発行したインボイスが必要となります。

## 農協特例

組合員の皆さんがJAに販売委託をする場合には「農協特例」の適用があります。

ただし、関連するJA集荷施設の利用も含めて出荷者（本人）全員が組合員（准組合員含む）である必要があります。

### ～JA出荷のうち農協特例の適用を受けられるものの例～

- ・ 米……主食用米、米粉用米、飼料用米、加工用米、輸出用米、酒造好適米、水稲もち米、陸稲もち米、備蓄米、規格外
- ・ 麦……二条大麦、普通小麦、規格外麦
- ・ 大豆…大豆、規格外大豆
- ・ そば
- ・ 園芸品目…無条件委託かつ共同計算販売

※直売所、インショップ、買取販売（パッケージセンター）、加工業務用野菜、畜産関係は除く

お願い①

## 組合員加入をお願いします

インボイス制度下において、組合員加入されていない方が出荷した農産物が混在する取引については、制度上、農協特例が適用されません。

そのため、出荷者名の方は組合員加入をお願いします。

※JA組合員の家族が出荷者名義になっている場合も出荷者本人の組合員への加入、または組合員名への出荷者名義変更をお願いします。

農協特例の適用を受けられないものは担当部署から別途説明します。

また、実需者と協議中でまだ対応方針が未確定のものは整理され次第ご案内させていただきます。

問い合わせは以下の事業所の営農課をお願いします。

北部営農経済センター TEL028-665-0550 南部営農経済センター TEL028-656-8484

上河内営農経済センター TEL028-674-2164 上三川営農経済センター TEL0285-55-1515

” 南河内駐在 TEL0285-48-2215



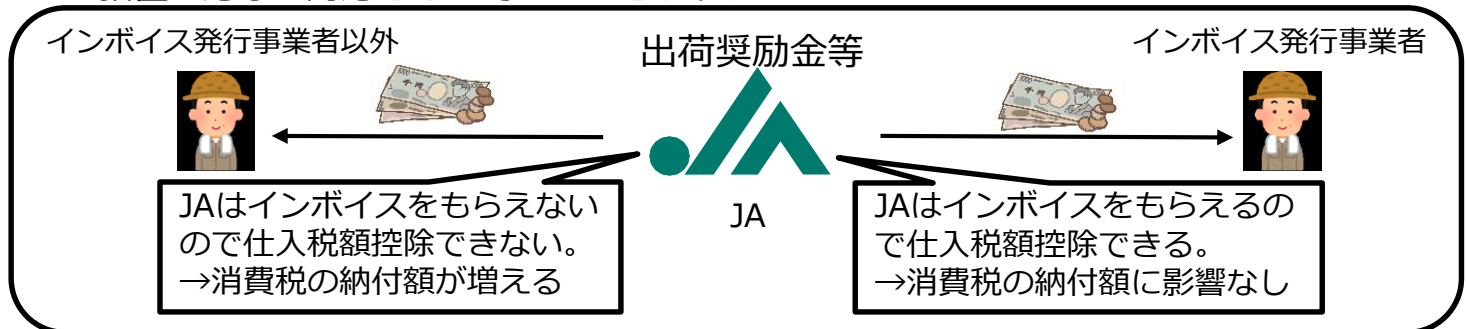
宇都宮農業協同組合

## 【出荷奨励金等】

JAが出荷奨励金等をお支払いする場合はインボイス（適格請求書）発行事業者以外の方は消費税分を控除した支払いとさせていただきます。

- ➔ インボイス制度下において、JAがインボイス発行事業者以外にお金を支払った場合（農産物の買取や出荷奨励金の支払いなど）その分の消費税の仕入税額控除が出来ませんので、ご理解お願い申し上げます。

※控除額を最小限にするためインボイス導入後に設けられている影響を緩和する経過措置に応じた対応とさせていただきます。



## 【課税事業者の皆さま】

お願い②

**インボイス(適格請求書)発行事業者の登録をお願いします。**

- ・インボイス発行事業者になるためには、「インボイス発行事業者の登録申請書」を税務署に提出するかインボイス登録センターへ郵送する必要があります。※e-Taxでも申請できます。

※関東信越国税局インボイス登録センター 〒344-8680 春日部市大沼2丁目12番地1 TEL048-876-8565

注意 ・課税事業者の方でも登録をしないとインボイス発行事業者ではありません。

- ・インボイス発行事業者に登録した際は税務署長から送付される適格請求書発行事業者の登録通知書(写)を最寄りの営農経済センターへ提出をお願いします。

※JAは登録番号を把握できないと登録事業者に対する適正な処理ができません。

お願い③

## 【免税事業者の皆さま】

農協特例が適用できない取引がある方はインボイス（適格請求書）発行事業者になるかについての検討が必要です。

注意) インボイス(適格請求書)発行事業者になると消費税の課税事業者にもなります。

→消費税の支払い義務が生じます。 (※還付を受けられる場合もあります)

- ・JA以外に販売の取引がある場合は相手がインボイスを必要とするのか、インボイスが発行できない場合に販売条件にどのような影響があるのかなど確認が必要です。
- ・上記の出荷奨励金等の影響を考慮してインボイス（適格請求書）発行事業者になると「出荷奨励金の消費税額」よりも「消費税の支払い額」のほうが大きくなります。

インボイス登録事業者(課税事業者)への登録を検討している場合は最寄りの営農経済センターへご相談ください。